

平成２７年（さ）第１号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件

平成２７年６月８日 第二小法廷判決

主 文

原略式命令を破棄する。

被告人は無罪。

理 由

さいたま簡易裁判所は、平成２３年４月２１日、「被告人は、平成２０年１１月１８日午後４時３５分頃、埼玉県三郷市栄１丁目３８６番地２東京外環自動車道内回り３１．７キロポスト付近道路において、普通乗用自動車（軽四）を運転して、法定の車両通行帯以外の車両通行帯を通行した。」旨の事実を認定した上、道路交通法１２０条１項３号、２０条１項本文、４条１項、同法施行令１条の２、刑法６６条、７１条、６８条４号、１８条、刑訴法３４８条を適用して、被告人を罰金６０００円に処する旨の略式命令を発付し、同略式命令は、平成２３年５月７日確定した。

しかしながら、一件記録によると、本件道路は、埼玉県公安委員会による車両通行帯とすることの意思決定がされておらず、道路交通法２０条１項の「車両通行帯の設けられた道路」に該当しない。したがって、被告人が法定の車両通行帯以外の車両通行帯を通行したとはいえず、前記略式命令の認定事実は、罪とならなかったものといわなければならない。

そうすると、原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益であることが明らかである。

よって、本件非常上告は理由があるから、刑訴法４５８条１号により原略式命令を破棄し、同法３３６条前段により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官野口元郎 公判出席

(裁判長裁判官 小貫芳信 裁判官 千葉勝美 裁判官 鬼丸かおる 裁判官
山本庸幸)